

平成25年(2013年)2月26日



埼玉県報

号 外 第 2 号
平 成 2 5 年 2 月 2 6 日
火 曜 日

目 次

告示

○ [埼玉県議会議員補欠選挙\(南第14区\)の事由発生及び直接請求のための署名収集禁止期間\(選挙管理委員会\)](#)

告 示

埼玉県選管告示第六号

埼玉県議会議員の選挙区のうち、南第十四区において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百十三条第一項の規定による埼玉県議会議員補欠選挙を行うべき事由が生じた。

なお、桶川市の区域においては平成二十五年二月二十一日から同選挙の期日までの間、北足立郡伊奈町の区域においては平成二十五年二月二十七日から同選挙の期日までの間、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）、市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）並びにこれらの法律に基づく政令の規定によるすべての直接請求又は解職の請求のための署名を求めることができない。

平成二十五年二月二十六日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝 瀬 副 次